

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号

氏名 株式会社一倅
代表取締役 須田 和江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

附添要一



許可の年月日 平成24年10月29日

許可の有効年月日 平成29年10月28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート
・陶磁器くず、鉱さい、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上9種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成24年10月29日 新規許可

5 積替え許可の有無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

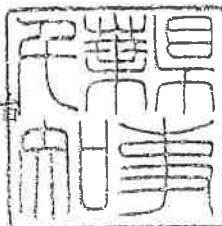
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号

氏名 株式会社 一倅
代表取締役 須田 和江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄



許可の年月日 平成24年10月10日

許可の有効年月日 平成29年10月9日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（建設工事に係る汚泥に限る）、イ 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く）、ウ 紙くず、エ 木くず、オ 繊維くず、カ 金属くず（自動車等破碎物を除く）、キ ガラスくず、コ シンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く）、ク 鉱さい、ケ がれき類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年10月10日 新規許可

平成26年3月18日 変更届（住所変更、役員変更）

4. 積替え許可の有無 寸・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

加入証

発行日 平成26年04月16日

加入者名称 株式会社一倅

代表取締役 須田 和江

住所 〒264-0028
千葉県千葉市若葉区桜木1-41-1-2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



理事長 岡澤和好



1. 加入者番号 2019581

2. 加入契約成立日 平成24年10月23日

3. 加入区分 収集運搬業者

自然にやさしいネットワーク





産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号

氏名 株式会社 一倅

代表取締役 須田 和江

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 橋本昌



許可の年月日

平成24年11月9日

許可の有効年月日

平成29年11月8日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：汚泥（建設工事に係る汚泥に限る。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）
 以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成24年11月9日	新規許可		
平成26年3月25日	変更届（住所の変更）		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

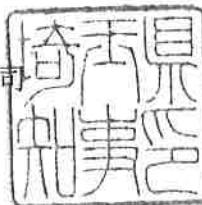
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号

氏名 株式会社 一倅
代表取締役 須田 和江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田清司



許可の年月日 平成24年11月26日

許可の有効年月日 平成29年11月25日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：汚泥（建設汚泥に限る。）

廃プラスチック類

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず

がれき類

以上8種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成24年11月26日	指令産廃第7-373号	新規許可
平成26年3月25日	—	変更届(住所)
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号

氏 名 株式会社一倅

〔法人にあっては
名称及び代表者
の氏名〕
代表取締役 須田 和江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐



許可の年月日 平成 24年 10月 26日
 (初回許可年月日 平成 24年 10月 26日)
 許可の有効年月日 平成 29年 10月 25日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成26年 3月24日 住所（変更前：千葉県千葉市若葉区多部田町753番地の12、変更後：
千葉県千葉市若葉区桜木一丁目41番1-2号）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。